

令和 8 年 4 月採用

社会福祉法人女川町社会福祉協議会 正規職員（経験者）募集要領

令和 7 年 10 月

◎受付期間 令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで（※当日消印有効）

◎試験日 第 1 次試験 令和 7 年 12 月 3 日（水）

第 2 次試験 令和 7 年 12 月 19 日（金）

1 採用区分・採用予定人数・職務内容

採用区分	採用予定人数	職務内容
正規職員（経験者）	1 名	社会福祉法人の事務局の総務や会計事務、相談業務、地域福祉推進に関する業務全般又は地域包括支援センター若しくは地域活動支援センターの業務

2 採用予定時期 令和 8 年 4 月 1 日

3 応募資格

以下の要件を全て満たす者としします。

- （１）昭和 5 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、地域福祉に関心が高く、熱意のある者
- （２）これまでに介護施設等で相談業務に従事した経験を有する者
- （３）普通自動車運転免許を有する者（オートマ限定可。）
- （４）パソコン操作（ワード、エクセル等の基礎操作）ができる者

※ただし、上記（１）～（４）の要件を満たしていても、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考方法

- （１）書類選考 履歴書、職務経歴書
- （２）検 査 職場適応性検査（20 分）
- （３）面接試験 個別面談

※最終合格者は、所定の健康診断書を提出していただきます。

5 試験日・試験会場等

	試験日時	種目・内容	試験会場
第 1 次 試 験	令和 7 年 12 月 3 日（水） 午前 10：00～11：00	・書類選考 ・職場適応性検査（150 項目・20 分）	社会福祉法人女川町社会 福祉協議会 女川町地域福祉センター
第 2 次 試 験	令和 7 年 12 月 19 日（金） ※詳細は、第 1 次試験の 合格者に個別に通知。	・面接試験（個別面談）	1 階会議室 （女川町鷺神浜字堀切山 107-17）

6 合格発表

第 1 次試験の結果	令和 7 年 12 月上旬に受験者全員に通知します。
第 2 次試験の結果	令和 7 年 12 月下旬に第 2 次試験受験者に合否を通知します。

7 受験申込受付期間・手続等

受験申込 受付期間	令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 10 月 27 日（月）まで ※持参の場合は、令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時まで ※郵送の場合は、締め切り日当日の消印有効
受験申込み方 法及び申込先	下記①の「受験申込書」に必要事項を記入し、②～⑥の書類を添えて申込みして下さい。 ①受験申込書（兼受験票）（本会所定様式） 受験申込書は受験票を兼ねています。必要事項を記入し、所定箇所 2 か所に写真貼付のこと。 写真は、縦 4 cm×横 3 cm、正面、脱帽、上半身、無背景で 6 カ月以内に撮影したものに限りま。 ②履歴書（JIS 規格、写真貼付箇所あり） ③最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書 ④職務経歴書（任意様式） ⑤普通自動車運転免許証の写し（所持者のみ） ⑥受験票送付用封筒（長形 3 号） 封筒の表に、送付先の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手 460 円分（簡易書留郵便料分）を貼付のこと。 なお、提出された履歴書等は返却しませんので、ご了承ください。 【申込書請求・申込先】 〒986-2243 女川町鷺神浜字堀切山 107-17 社会福祉法人女川町社会福祉協議会 事務局担当 伊藤、鈴木 電話 0225 (53) 4333
受験票の交付	受験票は、書類選考の合否通知と併せて郵送します。受付締切後に発送しますが、試験日の 1 週間前までに届かない場合は、上記申込先担当まで問い合わせ下さい。

8 給与等

- (1) 初任給は、本会の給与規程に定めるところによります。
185,800 円（高校・新卒の場合）からとなりますが、職務履歴等に応じて、本会規程により加算のうえ初任給が決定されます。
- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。
- (3) 規程等の改正により、給与等の額は改定されることがあります。

9 勤務日及び勤務時間等

- (1) 勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（うち 1 時間休憩）
- (2) 勤務日 週 5 日
- (3) 休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- (4) 休暇等 有給休暇のほか本会規程に基づく各休暇

※会議や行事等により、時間外勤務や休日勤務があります。

10 社会保険等

- (1) 社会保険（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労災保険に加入します。
- (2) 全社協退職手当積立基金制度に加入します。

11 その他

受験資格がないこと、提出書類の記載事項に不正があることが判明した場合は、採用を取り消す場合があります。